

第8章 その他

1 税制

税制については、管轄の税務署、都税事務所、区市町村にお問い合わせください。

また、税制上の「収益事業」とは、法人税法施行令第5条に規定されている34の業種をいい、法第5条に規定する「特定非営利活動に係る事業以外の事業（その他の事業）」とは異なります。

(1) 法人税（国税）

収益事業から生じる所得に課税されます。

(2) 法人住民税（地方税）

ア 法人税割

収益事業を行う場合、課税されます。

イ 均等割

事務所又は事業所の所在する都道府県及び市町村ごとに課税されます。

特定非営利活動法人は、法人税法上の収益事業を行っていない場合でも、法人住民税（均等割）の申告納付は必要です。ただし、東京都では東京都都税条例により、法人税法上の収益事業を行わない特定非営利活動法人であり、知事において必要があると認める場合については、法人住民税均等割を免除することとしています。

法人住民税均等割の免除を受けようとする場合は、毎年4月30日までに所管の都税事務所等において免除申請を行ってください。前年度に均等割の免除決定を受け、前年4月1日から3月31日までの間に収益事業を行わない状態が継続している場合は、免除申請の手続は不要です。

法人市町村民税均等割の免除申請については、各市町村にお問い合わせください。

(3) 法人事業税（地方税）

収益事業を行う場合、課税されます。

(4) 地方法人特別税（国税）

法人事業税を納める場合、課税されます。

(5) 事業所税（地方税）

東京都内では、23区、武蔵野市、三鷹市、八王子市、町田市が課税区域です。

なお、収益事業以外の事業に係る事業所床面積及び従業者給与総額等については、非課税です。

ア 資産割 課税区域内の事業所床面積の合計が1,000㎡を超える場合、課税されます。

イ 従業者割 課税区域内の事業所等の従業者の合計が100人を超える場合、課税されます。

(6) 所得税（国税）

利子、配当等に課税されます。

(7) 登録免許税（国税）

設立、変更等の登記に関しては非課税です。

(8) その他

特定非営利活動法人（認定・特例認定特定非営利活動法人及び条例において個別指定されている法人を除く。）に寄附した者（普通法人、個人）に対する税制については、原則寄附金控除制度はありません。

- ・普通法人が寄附した場合 「一般寄附金」の対象になります。
- ・個人が寄附した場合 寄附金控除制度はありません。

法人税

株式会社や合資会社等のように営利を目的として設立された法人は、各事業年度の全ての所得に対して法人税が課税されますが、特定非営利活動法人については、法人税法に規定する収益事業を営む場合に、その収益事業から生じた所得に対してのみ法人税が課税されます。

このため、収益事業に係る収支、資産及び負債と収益事業以外の事業に係る収支、資産及び負債とを区別して経理し、収益事業に係る所得金額を計算する必要があります。

（注）法人税法に規定する収益事業とは、具体的には、法人税法施行令第5条に掲げる次の34の事業をいい、例えば、特定非営利活動に係る事業であっても、その事業が法人税法に規定する収益事業に該当する場合には法人税の課税の対象となりますので、ご注意ください。

〔法人税法施行令第5条第1項に規定されている収益事業の種類〕

1	物品販売業	15	旅館業	29	医療保健業		
2	不動産販売業	16	料理店業その他の飲食店業	30	洋裁、和裁、着物着付け、編物、手芸、料理、理容、美容、茶道、生花、演劇、演芸、舞踊、舞踏、音楽、絵画、書道、写真、工芸、デザイン、自動車操縦若しくは小型船舶の操縦の教授、学校の入学者を選抜するための学力試験に備えるため若しくは学校教育の補習のための学力の教授若しくは公開模擬学力試験を行う事業		
3	金銭貸付業	17	周旋業				
4	物品貸付業	18	代理業				
5	不動産貸付業	19	仲立業				
6	製造業	20	問屋業				
7	通信業	21	鉱業				
8	運送業	22	土石採取業				
9	倉庫業	23	浴場業				
10	請負業	24	理容業			31	駐車場業
11	印刷業	25	美容業			32	信用保証業
12	出版業	26	興行業	33	その有する工業所有権その他の技術に関する権利又は著作権の譲渡又は提供を行う事業		
13	写真業	27	遊技所業				
14	席貸業	28	遊覧所業	34	労働者派遣業		

2 主な税制上の手続

対象	対象税目	提出書類	提出先	提出期限
事業を開始し又は事務所・事業所を設けた法人	法人住民税 法人事業税 地方法人特別税	「事務所（事業所・寮等）設置等申告書」、「法人設立（設置）届出書」など	事務所が23区内 ……都税事務所 事務所が市町村 ……都税事務所 及び市町村 ※その他の事務所の所在地にも届出が必要です。	事業開始又は事業所設置日から15日以内
給与を支払うようになった場合	源泉所得税	「給与支払事務所等の開設届出書」など	税務署	事務所設立から1か月以内
税法上の収益事業を行う場合	法人税	「収益事業開始届出書」など		収益事業を開始してから2か月以内

(注)：詳細については、都税事務所、市町村又は税務署にお問い合わせください。

3 課税の特例（認定NPO法人について）

特定非営利活動法人が、特定非営利活動促進法（平成24年3月31日までに国税庁に認定申請を提出した場合は租税特別措置法）の定めるところにより、その運営組織及び事業活動が適正であり、並びに公益の増進に資するものとして所轄庁の認定を受けた場合において、個人又は法人が、当該認定を受けた特定非営利活動法人に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附又は贈与をしたときは、同法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があります。

認定NPO法人（特例認定含む。）について

◆認定NPO法人（特例認定含む。）については、「特定非営利活動促進法ガイドブック（認定編）」をご覧ください。

4 雇用主の義務

(1) 就業関係

労働者を1人でも使用するようになったときは、使用者は、所定の様式「適用事業報告」を2部、遅滞なく所轄労働基準監督署へ提出することになります。

また、労働者を常時10人以上使用する使用者は、就業規則を作成し、所轄労働基準監督署に届け出なければなりません。

なお、使用者は、就業規則を作成する際、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければなりません。その意見は「意見書」として、「就業規則届」に就業規則とともに添付して、2部を労働基準監督署に提出します。詳細については、所轄の労働基準監督署にお尋ねください。

(2) 労働保険

労働保険とは、労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といいます。）と雇用保険とを総称した言葉であり、保険給付は両保険制度で別個に行われますが、保険料の徴収等については、一体のものとして扱われます。

労働保険は、農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇っていれば、事業者は必ず加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。労働保険に加入するには、まず、「労働保険関係成立届」「労働保険概算保険料申告書」を、所管の労働基準監督署に提出します。そして、その年度分の労働保険料を概算保険料として申告・納付することになります。

また、「雇用保険適用事業所設置届」「雇用保険被保険者資格取得届」を所轄の公共職業安定所に提出しなければなりません。

(3) 健康保険及び厚生年金保険

健康保険及び厚生年金保険においては、使用される人が1人以上いる法人は、強制適用事業所となりますので、事業主は加入の手続を行わなければなりません（健康保険法第3条、厚生年金保険法第6条）。また、法人の有給の役員は、その法人に使用されるものとして扱います。

保険料は、被保険者の報酬の額に応じた一定の額を事業主と被保険者が半分ずつ負担します。

「新規適用届」「被保険者資格取得届」等を所轄の年金事務所に提出しなければなりません。

各種届出一覧

	対 象	提 出 書 類	提出先	提出期限
就 業 関 係	労働者を使用する場合	「適用事業報告」2部	労働基準 監督署	遅滞なく
	労働者を常時10人以上使用する使用者	就業規則届 就業規則 各2部 意見書		遅滞なく
労 働 保 険	労働者を一人でも雇用する場合（農林水産業の一部を除く。）	「労働保険保険関係成立届」など	労働基準 監督署	保険関係成立日から10日以内
		「労働保険概算保険料申告書」		保険関係成立日から50日以内
		「雇用保険適用事業所設置届」など	公共職業 安定所	適用事業所となった日の翌日から10日以内
		「雇用保険被保険者資格取得届」など		被保険者となった日の翌月10日まで
健 康 保 険 ・ 厚 生 年 金 保 険	常時、従業員を使用する場合	「健康保険・厚生年金保険新規適用届」など	年金事務 所	適用事業所となった日から5日以内
		「被保険者資格取得届」 「健康保険被扶養者届」 など		雇用した日から5日以内

(注)：詳細については、労働基準監督署、公共職業安定所又は年金事務所にお問い合わせください。